

だい きほっかいどうしょう ふくしけいかく しゅうろうしえんしさくかんけい かか  
第5期北海道障がい福祉計画（就労支援施策関係）に係る  
こうていひょう あん ばっすい  
工程表（案）について【抜粋】

- 次期計画に向けて工程表を策定するにあたり、H30～H32の取組みの方向性・考え方を関係機関に照会を行い整理。
- 計画の基本指針案により作成された工程表（案）のIからIVまでの柱毎に、主な取組内容を抜粋して掲載。

I どうみん きぎょう ぎょうせいなど いったい おうえんたいせい  
道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり

(1) はたら しょう がい しゃ たい どうみん おうえん  
働く障がい者に対する道民の応援

- ・ 道の広報媒体を活用した啓発や、道民向けチラシを適宜更新・配布することで、障がい者の就労について理解促進を図る。
- ・ 総合振興局（振興局）内のスペースを利用した授産製品の販売により庁舎の積極活用を推進する。

(2) はたら しょう がい しゃ たい きぎょう ぎょうせい おうえん  
働く障がい者に対する企業・行政の応援

- ・ 「アクション」及び「企業認証制度」については、授産製品販売会等でのチラシ配布やメルマガを活用し、道民・企業に対して広く周知啓発を行う。
- ・ 包括連携協定企業に加え、広く民間企業と、障がい者の就労支援や授産製品の販路拡大などについての連携を促進する。
- ・ 企業認証制度については、必要に応じて評価基準の見直しを行い、制度の普及・拡大を図る。
- ・ 経済団体等へ障がいのある人の雇用を一層推進するよう要請する。
- ・ 道のすべての部局等を対象として定期的に制度の周知を図るとともに、契約担当者向けのマニュアルや事業所の製品リストを配布し、特定随意契約制度等を活用した障害者就労施設等からの優先調達を推進する。

(3) しょうれい もと していほうじんせいど すいしん  
条例に基づく指定法人制度の推進

- ・ 民間ノウハウの評価と活用に向けた一元的な就労支援施策の推進を実施する。

II いっぱんしゅうろう すいしん  
一般就労の推進

(4) かんけいきかん ネットワークの充実

- ・ 北海道障害者雇用支援合同会議において、就労支援推進計画に基づく工程表の進捗確認や数値目標設定など、施策の横断的な調整を実施する。
- ・ 障害者就業・生活支援センターが参画する地域合同会議や研修会を開催し、センターを中心とした地域の体制効率化に努める。
- ・ 地域自立支援協議会が未設置である市町村に対し、設置についての働きかけを行う。

### (5) 移行サポート体制の整備

- 北海道障害者雇用支援合同会議において、地域の支援体制づくりに関する検討を実施する。
- 適宜、情報提供を行うなどして、アセスメントに取り組む市町村等を支援する。
- 道において障がい者の実習生及び臨時職員の受け入れを行うとともに、市町村への働きかけや実態把握調査を継続実施する。
- 民間教育訓練機関等への委託訓練や障害者職業能力開発校、高等技術専門学院における訓練を継続実施し、障がい者の一般就労の促進を図る。
- 就職等の困難性の高い障がい者（精神障がい、高次脳機能障がい、難病等）に対し、一般就労に向けた支援を実施する。

### (6) 就労支援サービスの質の向上

- 就労支援事業所等を対象とした自己評価制度の運用により、事業所の資質向上を図るとともに評価結果や活用方法について障害者就業・生活支援センターと情報共有を行う。
- 障がい者の就労支援のための研修については、実態調査、必要な研修の検討、関係機関の働きかけを継続実施し、就労移行支援事業所等の職員の質の向上を図る。

### (7) 障がい者雇用企業への支援

- 関係機関による職場適応訓練、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、ハローワークを中心としたチーム支援等の活用促進により支援を実施する。
- 障がい者を雇用している企業への各種助成を行う。

### (8) 職場定着のための支援

- 障害者就業・生活支援センターによる支援や、職場適応援助者（ジョブコーチ）、ハローワークを中心としたチーム支援等の活用促進により支援を実施する。
- 引き続き、職場復帰支援や精神障害者雇用トータルサポーターを活用し、精神障がい者への就労支援を実施する。
- 障がいのある人の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施する就労定着支援事業の活用を促進する。

## III 多様な就労の機会の確保

### (9) 地域特性等を活かした就労機会の確保

- 「優先調達方針」の周知徹底・普及に努め、市町村等への働きかけを継続する。
- 企業等に対してピアサポーターの活用を働きかけ、精神障がい者の地域移行を促進する。

(10) 施設外就労、施設外支援等の就労形態の普及促進

- 指定法人の地域スタッフにより、施設外就労や施設外支援においてマッチング実績のある企業等を訪問し、優良な取組の情報収集を行う。
- 農業等の就労事例の周知及び取組の促進を図る。
- 研修や企業への助成など各種支援策に関する情報提供を実施する。
- 全道各地で開催する障害者雇用納付金制度事業主説明会において、在宅就業障害者特例調整金等の周知を図る。
- 創業の成功事例や創業に必要なノウハウ習得のための研修等の情報提供に努める。

IV 福祉的就労の底上げ

(11) 授産事業所の収益力の向上

- 指定法人により、「工賃向上計画」策定・実現ノウハウ集を公開するとともに、事業所を対象とした経営相談・研修会を開催し、事業所の収益力向上を図る。
- 指定法人により、授産製品販売会等での共同出店の呼びかけを行い、授産事業所間の連携・共同化を促進する。
- 指定法人により、専門家による市場（商圏）調査や製品改良・新製品開発を実施し、魅力ある製品づくりを推進する。

(12) 製品等の販路拡大

- 指定法人の地域スタッフと専門コーディネーターによる情報収集・分析や企業と事業所間のマッチングを継続実施する。
- 指定法人による共同受注システムの効果的な活用を継続し、マッチング件数の増加を図る。
- 道の庁舎を活用した授産製品の販売や市町村への優先調達に関する情報提供を通じ、製品等の販路拡大を推進する。